



平成 28 年 11 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 中 電 工
代表者名 代表取締役社長 小畑 博文
(コード 1941 東証 第 1 部)
問合せ先 業務本部 総務部長 寺西 範昭
(TEL 082-291-7413)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 29 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指しております。株主還元については、業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行うこと、また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に応じて自己株式の取得を実施することを基本方針としております。

また、当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を可能とするため、市場買付け及び公開買付け等により自己株式を取得することを目的とするものです。これまでも、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、市場買付け、立会外取引及び公開買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。なお、当社は平成 27 年 8 月 28 日開催の取締役会決議に基づき、平成 27 年 8 月 31 日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により 700,000 株の自己株式の取得を実施しております。

かかる当社の資本政策の基本的な方針を背景として、当社の主要株主である筆頭株主で、かつ、当社のその他の関係会社である中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。本日現在の保有株式数 24,392,259 株、発行済株式総数（65,138,117 株）に対する割合 37.45%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））に対して、平成 28 年 1 月下旬より、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診していたところ、平成 28 年 9 月上旬、中国電力より、その保有する当社普通株式の一部の売却を検討する旨の連絡を受けました。そこで当社は、平成 28 年 9 月中旬から、当社普通株式を自己株式として取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に市場株価の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、適切であると判断いたしました。

併せて、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とするこ

と、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により取得することが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 28 年 10 月中旬に、中国電力に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値にディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、協議を行ってまいりました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を平成 28 年 11 月上旬に得られました。

これを受けて、当社は、平成 28 年 11 月上旬より、本公開買付けの具体的な条件について中国電力と引き続き協議を行いました。当該協議を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月下旬に、一定期間（本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 9%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、中国電力へ連絡したところ、平成 28 年 11 月下旬、中国電力は、上記条件で公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株（発行済株式総数に対する割合 3.84%）について、応募する意向を表明しております。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、中国電力以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から 2,750,000 株（発行済株式総数に対する割合 4.22%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

当社は、平成 28 年 11 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,178 円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 9%のディスカウントを行った 1,982 円（円未満四捨五入。以下、買付価格の計算において同じとします。）とすることを決議いたしました。

なお、当社の社外監査役である松村秀雄は、中国電力の取締役を兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、平成 28 年 11 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において中国電力との協議・交渉にも一切参加していません。

本公開買付けの決済資金としては、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成 28 年 11 月 10 日に提出した第 101 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は約 61,534 百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げも見込まれることから、本公開買付けは当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務の健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。

なお、当社は、中国電力より、本公開買付け後も中国電力が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は 21,892,259 株、発行済株式総数に対する割合にして 33.61%）については、現時点において、継続保有する方針であるとの説明を受けております。

また、当社は、本公開買付けにより取得した自己株式については、年度末までに消却することを検討いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 28 年 11 月 29 日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	2,750,100 株（上限）	5,450,698,200 円（上限）

(注 1) 発行済株式総数 65,138,117 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 4.22%

(注 3) 取得する期間 平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）から平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 28 年 11 月 29 日（火曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 28 年 11 月 30 日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）
④ 買付け等の期間	平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）から 平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）まで（20 営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,982 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場株価として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,178 円及び平成 28 年 11 月 28 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,086 円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により取得することが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 28 年 10 月中旬に、中国電力に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値にディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、協議を行ってまいりました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を平成 28 年 11 月上旬に得られました。

これを受けて、当社は、平成 28 年 11 月上旬より、本公開買付けの具体的な条件について中国電力と引き続き協議を行いました。当該協議を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月下旬に、一定期間（本公開買付け

の実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 9%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、中国電力へ連絡したところ、平成 28 年 11 月下旬、中国電力は、上記条件で公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株(発行済株式総数に対する割合 3.84%)について、応募する意向を表明しております。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,178 円に対して 9%のディスカウントを行った 1,982 円とすることを決議いたしました。

なお、買付価格である 1,982 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日(平成 28 年 11 月 28 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,290 円から 13.45%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)、平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,178 円から 9.00%、平成 28 年 11 月 28 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,086 円から 4.99%を、それぞれディスカウントした金額となります。

また、当社は、平成 27 年 8 月 28 日開催の取締役会決議に基づき、平成 27 年 8 月 31 日に、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得において、700,000 株を 1 株につき 2,389 円で取得しております。こちらは、当該自己株式立会外買付取引に係る取締役会決議日(平成 27 年 8 月 28 日)の終値を取得価格としたもので、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日(平成 28 年 11 月 28 日)までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値からのディスカウントを行った価格を設定している本公開買付けの買付価格(1 株につき 1,982 円)と 407 円の差異が生じております。

② 算定の経緯

当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指しております。株主還元については、業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行うこと、また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に応じて自己株式の取得を実施することを基本方針としております。

かかる当社の資本政策の基本的な方針を背景として、中国電力に対して、平成 28 年 1 月下旬より、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診していたところ、平成 28 年 9 月上旬、中国電力より、その保有する当社普通株式の一部の売却を検討する旨の連絡を受けました。そこで当社は、平成 28 年 9 月中旬から、当社普通株式を自己株式として取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が公開買付期間中に市場株価の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、適切であると判断いたしました。

併せて、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により取得することが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 28 年 10 月中旬に、中国電力に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値にディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、協議を行ってまいりました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を平成 28 年 11 月上旬に得られました。

これを受けて、当社は、平成 28 年 11 月上旬より、本公開買付けの具体的な条件について中国電力と引き続き協議を行いました。当該協議を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月下旬に、一定期間（本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 9%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、中国電力へ連絡したところ、平成 28 年 11 月下旬、中国電力は、上記条件で公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株（発行済株式総数に対する割合 3.84%）について、応募する意向を表明しております。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 29 日の前営業日である平成 28 年 11 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,178 円に対して 9%のディスカウントを行った 1,982 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,750,000 株	一株	2,750,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (2,750,000 株) を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数 (2,750,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

5,489,000,000 円

(注) 買付予定数 (2,750,000 株) をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 29 年 1 月 24 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i)個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii)法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社のその他の関係会社である中国電力は、保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株（発行済株式総数に対する割合 3.84%）について、応募する意向を表明しております。

なお、当社は、中国電力より、本公開買付け後も中国電力が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は 21,892,259 株、発行済株式総数に対する割合にして 33.61%）については、現時点において、継続保有する方針であるとの説明を受けております。

（ご参考）平成 28 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	58,362,053 株
自己株式数	6,776,064 株

（注）上記自己株式数には、中電工従業員株式投資会専用信託口が保有する当社普通株式（12,900 株）を含めて記載しています。

以 上